

皇極（斉明） 天皇の出自をめぐる

はじめに―問題の所在

皇極（斉明）天皇は、舒明の皇后にして、天智・天武の生母であり、持統・元明にとつては父方の祖母にあたり、文武・元正の父草壁皇子尊の曾祖母である。皇統譜の上でこうした重要な位置にありながら、彼女自身の出自は今ひとつはつきりしない。

皇女でもない皇極天皇が即位できたのはなぜか。また史上初の譲位と重祚を行った経緯も自明ではない。ましてや弟孝徳天皇の即位の正当性を合理的に説明することなどは殆ど不可能であろう。

舒明崩後に、山背大兄、古人大兄、中大兄の三人の大兄がいた。そこでかれらの対立抗争を先送りする意図で、暫定的に皇極が「仲継ぎ」として即位したという見方も一理あるが（水谷2003ほか）、実際には対立抗争の先送りどころか、前二者は中大兄らにより殺害されたとみられ（亀井1987）、のこった中大兄自身、斉明天皇崩御のちに七年間という未曾有の空位を現出している。やはりそこには、何かしら深い事情が隠されていると見なければならぬ。

すぐれた皇位継承理論を展開された河内祥輔氏も、皇極天皇については、その譲位や重祚の事実を疑い、さらに天皇はおるか皇后であったことさえ強く疑問視せざるを得ないと述べている（河内1986、p.57～60）。

近年、遠山美都男氏もまた、大王の御子でない皇極・孝徳姉弟は「七世紀の王位継承における例外的な存在」であり「茅渟王のようなマイナー

な王族を父にもつ彼女には、本来的に王位継承資格などなかった」とした。ただしその一方で、「当時の王位継承は血統的条件を最優先にしたものではなく、（略）大王としての執政を行なうのに相応しい人格や資質が重要視されており、それに該当する人物が順次選出・擁立されていた」とする（遠山2005、p.54）。しかし皇位継承において血統が最優先されたことは疑いない。

いずれにしても皇極・孝徳両天皇は、皇位継承者として異例の立場にあったことが知られよう。皇極即位は皇后であったからだとする意見もあるが（岸1966）、仮にそうだとすても孝徳即位の疑問は残る。

一 皇極（斉明）天皇の出自

『皇極・孝徳姉弟とその父母』 皇極・孝徳姉弟の父茅渟王について、『古事記』（敏達段）には忍坂日子人太子の系譜がみえ、太子が大俣王（漢王の妹）を娶って智奴王と妹桑田王を儲けたと記す。しかし漢王・大俣王兄妹がどの天皇から出た王かは不明であるのみならず、『本朝皇胤紹運録』は大俣王を漢王の御子としている。いっぽう『日本書紀』（皇極前紀）は、茅渟王を彦人大兄皇子の御子とするのみでまとまった系譜は伝えていない。

また皇極・孝徳姉弟の母は、皇極前紀に「吉備姫王」とするのみで、

神崎 勝

その出自については沈黙している。『本朝皇胤紹運録』は桜井皇子（欽明の御子）のむすめとし、その細注に「伊齋。茅渟王妻。皇極母」とするが、その正否は明らかでない。

「二つの皇位継承法」 記紀の天皇系譜をみると、皇位継承に二つの仕方があったことが知られる（末尾の皇統譜Ⅰ・Ⅱ参照）。ひとつは父から子への直系継承であり、今ひとつは兄弟姉妹間の相承である。興味深いことに、この二つの皇位継承法は、『古事記』の上・中巻（応神以前）と下巻（仁徳以後）との区分に対応している。

すなわち天忍穗耳尊から履中天皇までは、父子直系の系譜である（ただし成務・仲哀のみ叔父・甥の関係にある）。ところが履中天皇以後は兄弟相承が基本となる。そこで世代交代の必要を考慮して、履中から一代遡った仁徳天皇を兄弟相承系譜の開始とみると、二代前の応神天皇が特異な位置を占めていることがはっきりする。つまり皇統断絶のたびに応神天皇が回顧されるのである。

まず仁徳天皇の子の履中・反正・允恭兄弟が皇位を踐んだ。ついで允恭の子の安康・雄略兄弟が皇位に就いたが、次代の清寧（応神四世孫）で允恭系皇統が絶えた。そこで長子の履中へもどって、清寧とは同世代であり、市辺押磐皇子の遺児である顕宗・仁賢兄弟が即位したが、再び次代の武烈（応神五世孫）で履中系皇統も絶えた。これにより仁徳系の皇統が終焉をむかえる。

武烈のあと、同世代の継体天皇（応神五世孫）が即位し、その子の安閑・宣化・欽明兄弟がつぎつぎに即位する。ついで欽明の四人の子すなわち敏達・用明・崇峻・推古の兄弟姉妹が皇位を踐んだ。そして推古天皇の三十六年に及ぶ長期政権のあとは、順当な皇位継承者が死に絶えていたらしく、敏達天皇の長子であった押坂彦人大兄皇子の遺児舒明天皇の即位となった。『古事記』の皇統譜は舒明天皇で終わっている（敏達記）。

仁徳―舒明間では、兄弟相承が基本とされ、父子継承は世代交代の必要から起きているにすぎない。直系相承が基本で兄弟相承は補完的役割をもつとする考え（佐竹2008ほか）はここでは成立しない。また世代交代には兄弟のうちの子孫へ皇位が差し戻される場合が多く（履中・敏達・舒明など）、これもまたひとつの準則であったらしい。意図していたかどうかはともかく、これらの原則は、幼帝の即位を避けて熟達した執政者を皇位に迎えるための優れた継承法であった。

「舒明崩後の異常事態」とするならば、舒明のあとには当然その兄弟たちが継ぐはずであった。『古事記』によれば舒明の兄弟には、同腹に中津王・多良王がおり、異腹には智奴王・桑田王、山代王・笠縫王がいた。しかし『日本書紀』は、茅渟王を皇極の父とする記事（皇極前紀）を除けば、これらの王たちについて事績はおろかその名さえ伝えていない。

しかも実際には、舒明天皇のあとには皇后であった皇極天皇が立ち、そのあとを皇極の弟孝徳が襲い、孝徳のあとには皇極が重祚して齐明天皇となった。加えて、中大兄皇子は舒明朝以来、皇太子（大兄・東宮）であったにもかかわらず、齐明崩御ののち即位する気配もなく、七年間に及ぶ空位が現出するのである。この異常な事態の始まりは何よりも皇極天皇の即位にあったとみなければならぬ。

「糠手姫皇女の異名」 まず舒明天皇の母糠手姫皇女の異名について問題としたい。

糠手姫皇女は田村皇女（田村王）とも呼ばれたが、さらに『古事記』（敏達段）は宝王の名を挙げている。つまり糠手姫皇女はヌカテヒメのほかタカラ（宝王）とタムラ（田村王）の二つの異名をもっていたわけである。さらに、その薨去については『日本書紀』天智三年六月条に「嶋皇祖母命、薨」とある。ここに糠手姫皇女の三つめの異名があらわれる。

『日本書紀通証』は「帝王系図に曰く、糠手姫皇女は嶋皇祖母命と号

す」とし、これがほぼ通説化している（臨川書店版第三巻 p.1743）。『日本書紀』には嶋皇祖母命の薨去を記すのみで、送葬や造墓に関する記事はないが、陵墓については、『延喜諸陵式』に「押坂墓田村皇女、在大和国城上郡舒明天皇陵内、無守戸」とあり、舒明天皇陵すなわち「押坂内陵高市岡本宮御宇舒明天皇、在大和国城上郡（中略）、陵戸三烟」へ合葬されたことが知られる。

『ふたりの嶋皇祖母命』 『日本書紀通釈』は、『通証』の説を承認したうえで、さらに「皇極天皇の御母をも吉備嶋皇祖母命と申せり。嶋はいづれもその居給ふ所の地に因りて申すなり」としつつ、なお一抹の不安を感じているようである（教育出版センター版第五巻 p.3408）。すなわち『日本書紀』皇極二年九月十一日条に「吉備嶋皇祖母命、薨」とあり、一般にはこの「吉備嶋皇祖母命」は皇極天皇の母であつて、舒明天皇の母「嶋皇祖母命」とは別人とされているからである。

皇極天皇は、母の吉備嶋皇祖母命が薨去すると、九月十七日に土師婆連猪手に詔して葬礼にあたらせ、十九日に檀弓岡で送葬儀礼をおこなおうとした。ところが天候急変して豪雨となり霰が降るといふ荒れ模様となつた。そこで三十日になつて「皇祖母命の墓を造る役を罷む」とあり、造墓を中止したことが知られる。

『延喜諸陵式』は、この檀弓岡の墓を檜隈墓と呼んで「檜隈墓吉備姫王、在大和国高市郡檜隈陵内、無守戸とする。この「檜隈陵」が檜隈坂合陵（欽明陵）を指すのか檜隈大内陵（天武・持統陵）を指すのか、あるいは檜前安占岡上陵（文武陵）を指すのかは自明でないが、むしろ『日本書紀』に造墓の「役を罷やめたとあるからには、檀弓岡の墓は完成しなかつたとみるべきではあるまいか。ちなみに『延喜諸陵式』の真弓丘陵については「真弓丘陵岡宮御宇天皇、在大和国高市郡（以下略）」とあり、これは草壁皇子の陵である。

ともあれこうした状況を踏まえて、通説ではこの二人の「嶋皇祖母命」

について、前者は舒明天皇の母、後者を皇極天皇の母とみている。しかし本居宣長は、天智三年の記事「嶋皇祖母命、薨」を皇極二年の記事「吉備嶋皇祖母命、薨」の重出であると指摘する（『古事記伝』筑摩書房版全集第十二巻 p.720）。名前の一致からみてもそう考えるのが自然であるが、ただし宣長はこれを舒明の母（糠手姫皇女）ではなく、皇極の母（吉備姫王）を指すとする。しかしそうだとすると、皇極天皇の母は娘婿（すなわち舒明天皇）の陵へ合葬されたことになる。

『嶋皇祖母命の葬送』 舒明天皇は十三年十月に崩じた。翌皇極元年十二月に喪が発せられ、いったんは滑谷岡に葬られたが、二年九月六日になつて押坂陵へ改葬されることになつた。「吉備嶋皇祖母命」が薨じたのはその五日後の二年九月十一日のことである。

「吉備嶋皇祖母命」は、かねてより病にふせつており皇極天皇の看病を受けていたが、その突然の死はやはり舒明の送葬に区切りが付いたことによる気落ちのあらわれではなかつたろうか。さらにまた「吉備嶋皇祖母命」の檀弓岡への埋葬が、にわか天候異変によつて阻まれると、それがまた皇極天皇には、母の気持ちの表れとして受けとめられて、檀弓岡における造墓は仮埋葬のまま、しばらく中止されたのであろう。

いずれにしても、舒明天皇の崩御と押坂陵への改葬が「吉備嶋皇祖母命」の薨去を誘い、また檀弓岡での埋葬が中止されたのは、「吉備嶋皇祖母命」が押坂陵への合葬を望んでいると考えられたからに違いない。そう考えてみれば「吉備嶋皇祖母命」は舒明天皇の母であつた糠手姫皇女そのひとであつたと考えるのが自然である。

しかしその後は、上宮王家の滅亡、蘇我本宗家の滅亡、大化の改新、筑紫朝倉宮への遷都、百済の役などの打ち続く動乱の時代に突入し、「吉備嶋皇祖母命」の押坂陵への合葬は一時棚上げされざるを得なかつたに違いない。政情がやや安定に向かい始めた天智三年六月に「嶋高祖母命、

「薨」とある記事は、檀弓岡の仮墓から押坂陵への改葬を示すとみられる。すなわち仮埋葬から足掛け二十年ばかり経た天智朝になって押坂陵への合葬が実現したのではないか。

もつとも天智三年の記事が合葬ではなく薨去とされた背景には、「吉備嶋皇祖母命」（皇極天皇の母）と「嶋皇祖母命」（舒明天皇の母）とを別人として取り扱おうとする朝廷の意志が働いたかも知れない。同一人だとすれば舒明天皇と皇極天皇は同母兄妹ということになるからである。

〔舒明・皇極・孝徳三天皇と兄弟相承〕 しかし舒明・皇極・孝徳三天皇が同母の兄弟姉妹であったと考えれば、この間の皇統譜においてみられた疑問が一挙に氷解し、かつまた兄弟相承の原則が依然として生き続いていたことが確かめられるのである。

たとえば糠手姫皇女がタムラ（田村王）とタカラ（宝王）との二つの異名を持っていたことと、その御子がそれぞれ田村王（舒明天皇）と宝王（皇極天皇）と名付けられたことは、偶然の一致ではあるまい。田村皇子の名は母の名（田村王）に因るとみられるが、^⑤さすれば宝皇女の名も、母のもうひとつの名（宝王）に因ったと考えられる。

周知のように「吉備嶋皇祖母命」所有の処々の貸稲が、孝徳朝の改新政府にとって大きな財源となったが（大化二年三月）、同様に舒明天皇や皇極天皇が母の名（田村王・宝王）を受け継いださいには、それらの名に所属する財産もそれぞれに継承したであろう。

『日本書紀』の皇統譜に、皇極・孝徳両天皇の出自を明記せず、皇極前紀や孝徳前紀に分散して説明しているのは、両天皇を茅渟王の御子とすることによって舒明と切り離すための、また生母を吉備嶋皇祖母命と嶋皇祖母命のふたりに分解したのは、兄弟相承の原則を無視してでも舒明・皇極・孝徳三天皇が同母兄弟であることを曖昧にするための、書紀編纂過程での造作ではなからうか。

いっぽう『古事記』の皇統譜にはこうした造作はおよんでおらず、舒明天皇の同母の妹弟として「中津王」「多良王」をあげている。後述するように「中津王」が皇極天皇の実名（諱）であったとすれば、「多良王」は孝徳天皇を指すことになる。

〔同母兄妹婚〕 兄妹の婚姻を避けるという通念は、中国や朝鮮の儒教的倫理観に基づくとみられ、わが国ではもともとそれが否定されていたわけではない。かえって異母兄妹婚は、天皇家にかぎらず当時広く行われていたのである。また同母兄妹婚についても、従来しばしば木梨軽皇子と軽大娘皇女の話（允恭記紀）に拠って、漠然と、同母兄妹婚が忌避されていたと考えられてきたが、『古事記』には安康天皇が同母姉の長田大郎女を皇后に迎えた話がある。^⑥たしかに同母の兄弟姉妹の婚姻の例は少ないが、それは特定の倫理観によつたものではなく、主として兄弟姉妹が母の家でもともに暮らすという当時の生活習慣上の理由によるとみられる。

くわえて舒明兄妹の場合には、さらに特殊な事情があったと想像されるのである。父の彦人大兄皇子が、推古朝初年に突然、皇太子の地位を失い、それ以後行方も知れなくなる。おそらくそのころに急死したのであろう。そしてその後、三十年余りを経て、舒明が彦人大兄と糠手姫皇女（嶋皇祖母命）の子として、皇極・孝徳が茅渟王と吉備姫王（吉備嶋皇祖母命）の子として、それぞれに史料にあらわれるのを見ると、父彦人大兄の薨後、皇極・孝徳が舒明とは別れて暮らしてきた可能性、さらには皇極・孝徳が異父兄の茅渟王のもとで養育されてきた可能性が想定される。

兄と再会した当時、宝皇女はすでに用明天皇の孫にあたる高向王と結婚して男子（漢皇子）をひとり儲けていたが、あえてこれを解消して兄に嫁いだのである。ちなみに宝皇女と同様、長田大郎女（安康皇后）も再婚

〔付表〕『日本書紀』の皇祖・皇孫一覧

	皇祖	皇孫
天孫降臨伝承	皇祖高皇産霊尊	皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊
海宮遊幸伝承		皇孫彦火火出見尊
神武前紀	皇祖皇考、皇祖天照大神	皇孫
神武 4.2.23	皇祖之霊、皇祖天神	
綏靖前紀	皇祖之業	
崇神 4.10.23	皇祖・諸天皇ら、皇祖之跡	
崇神 7.2.15	皇祖	
垂仁 25.3.10		皇御孫命
仲哀 8.9.5	皇祖・諸天皇ら	
神功前紀	神祇之教・皇祖之霊	
允恭前紀	皇祖宗廟	
推古 15.2.9	皇祖・天皇ら	
皇極 2.9	吉備嶋皇祖母命	
孝徳前紀	皇祖母尊	
大化元 .7.10	遠皇祖之世	
大化 2.3.2	皇祖ら	
大化 2.3.19	吉備嶋皇祖母処々貸稻	
大化 2.3.20	皇祖大兄(彦人大兄)	
大化 3.4.26	始治国皇祖	
大化 5.3.17	皇祖母尊	
白雉 2.3.15	皇祖母尊	
白雉 4.6	皇祖母尊	
白雉 4	皇祖母尊	
白雉 5.10.1	皇祖母尊	
白雉 5.12.8	皇祖母尊	
齐明前紀	皇祖母尊	
齐明元 .1.3	皇祖母尊	
齐明 4.5		皇孫建王
齐明 4.10.15		皇孫建王
天智前紀	皇祖母尊	
天智 3.6	嶋皇祖母命	
天智 6.2.27		皇孫大田皇女
天武元 .7.23		皇御孫命
天武 10.5.11	皇祖御魂を祭る	
持統 2.11.11	皇祖らの膳極次第	
持統 3.5.22	遠皇祖代	

皇極(齐明)天皇の出自をめぐって

二七

であった(先夫は叔父大日下王)。同母兄妹婚に対する抵抗があったらしくはない。なによりも、イサナキ・イサナミおよびアマテラス・スサノヲという実の兄妹(ないし姉弟)の婚姻が、メタモルフォーズされた形とはいえ、皇統譜の起点となる神統譜の最も根幹の部分において表出されていたのではないか。

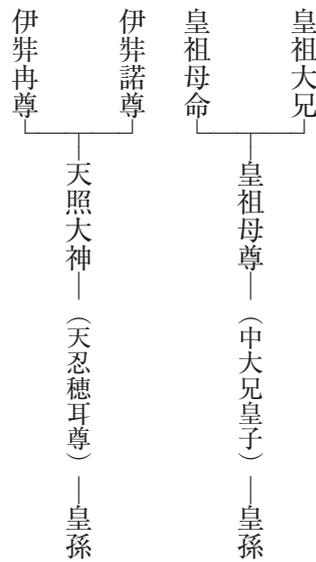
二 皇祖・皇孫の観念とその展開

〔皇祖・皇孫の観念〕 皇統譜(帝紀)成立の画期が舒明・皇極朝にあった

ことは、すでに論じたとおりであるが(神崎1990)、同様にこれらの神話(旧辞)の成立もまた、同母兄妹婚を正当とする舒明・皇極朝の主張と無関係ではなさそうである。

というのも、『日本書紀』において彦人大兄皇子とその妃糠手姫皇女がともに「皇祖」(それぞれ皇祖大兄・皇祖母命)と呼ばれ、皇極天皇は「皇祖母尊」という一段と高い尊号を有し、また孫の大田皇女と建皇子にも「皇孫」の称を与えているのを見ると、神統譜上における同じ関係もまた皇極天皇によって構想された可能性がたかいからである。

付表に示したように「皇祖」の名で特定の神人を呼んだのは、高皇産靈尊（神代紀）と天照大神（神武紀）をのぞけば、彦人大兄皇子（皇祖大兄）・吉備姫王（皇祖母命）・皇極天皇（皇祖母尊）の三人に限られる。また「皇孫」と呼ばれた皇族は、神話時代の皇孫（彦火瓊瓊杵尊・彦火火出見尊）をのぞけば、大田皇女と建皇子の姉弟のみである。これらを図示すれば、



という関係になる。中大兄皇子が即位せず、天忍穗耳尊が降臨しなかった点も共通しているが、「皇祖」（天照大神・皇極天皇）にとつては、「皇孫」こそが重要な役割を担っていたからであろう。

皇極天皇をめぐる皇祖・皇孫の史料の初見は、皇極二年九月十一日に母の吉備嶋皇祖母命が薨去したとこの頃、「皇祖母命」という呼称が創出されたのであろう。ついで「皇祖大兄」の称が父の彦人大兄皇子におよぼされ、大化改新の際には皇極天皇自身「皇祖母尊」を称した。また「皇孫」の称は、遠智娘の薨後に皇祖母尊が大田皇女と建皇子を引き取って育てたことを暗示している⁵⁾。

推古天皇による長期政権のもとで絶えた蘇我系皇統に対して、非蘇我系であった敏達天皇直系の彦人大兄皇子の皇統について、皇極天皇は、「皇祖」「皇孫」とよぶ新たな位置付けを、おりから編集中の皇統譜（帝紀）に刻み込もうとしたに違いない。そして同時に神統譜（旧辞）の起点

においても同様の系譜が構想されたのであろう。

「父子直系継承法の模索」しかしここに今ひとつ注意すべきことがある。それは皇祖・皇孫の観想の延長線上において、皇位の直系継承が模索され始めた点である。最初のきっかけは、斉明天皇による建王の擁立にあつて、「舒明——中大兄皇子——建王」というかたちで構想されたとみられる。

舒明・皇極・孝徳の三人兄弟が皇位を継いだあとは、とうぜん舒明の皇子が即位するはずであり、その有力候補者として古人大兄と中大兄の二人がいた。蘇我氏は馬子のむすめ法提郎媛所生の古人大兄の即位に期待をかけていたろう。しかし皇祖母尊は、古人についてはもちろんのこと、実子の中大兄に対しても皇位を委ねることを躊躇していた。

むしろ「皇祖母尊」の意中にあつたのは、「皇孫」建王であつたとみるべきであろう。しかし孝徳天皇崩御の当時、建王はまだ四才で、そのうえ唾であつた。しかし宝王は、ホムツワケ王の故事に倣つていつかは唾が治ることを願っていたにちがいない。したがって齊明の重祚はその「中継ぎ」としての意味をもつ。この企ては建王の夭折により挫折するが、中大兄皇子は母の遺志を継いで、「舒明——天智（中大兄皇子）——大友皇子」というかたちでこの企てを復活する。

中大兄皇子が、称制七年ののち漸く即位を決意したのも、大友皇子を天皇の御子として認知させるためであつたにちがいない。しかしこの企てもまた「太皇弟」大海人皇子によつて阻まれ（壬申乱）、結果的には伝統的な兄弟相承（天智・天武）が存続することになった。

三度目の正直は、天智の皇女であつた持統天皇の即位によつて果たされた⁶⁾。ここに「舒明——天智——持統——（草壁皇子）——文武——聖武——孝謙」という直系系譜が、中間に「中継ぎ」の天皇（元明・元正）をはさみつつ、成立してくるのである（末尾の皇統譜Ⅲ参照）。

仁徳天皇に始まる兄弟相承制度のもとでは、世代交代のためにそれを補完するものとして父子継承が行われたが、持統朝以後はこの関係が逆転して、直系継承を補完するものとして兄弟相承が行われるようになる。このようにみえてくるならばまた、天忍穂耳尊から応神天皇にいたる父子直系系譜の構想についても、はじめて直系継承が課題とされた斉明朝に始まった可能性が大きい。

「皇極天皇の異名」 さて、母の糠手姫皇女と同様、皇極天皇にも、宝王（宝皇女）のほか、いくつかの異名があった。「仲天皇」「中宮天皇」「中皇命」というのがそれで、いずれも宝皇女の諱「中津王」に由来すると見られる。

「仲天皇」の名は『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』にみえる。同資財帳によると、大安寺は、聖徳太子の麗凝寺の法燈を承けた田村皇子が、即位後の舒明十一年（699）二月に建立した百済大寺に始まる。ところが百済大寺は、間もなく火災に遭い焼亡したため、皇極天皇が再建事業を引き継ぎ、みずからも難波宮で繡仏像一帳を作製して百済大寺へ納めた（白雉二年）。しかし重祚した斉明天皇は、国際関係の急変に対処するために筑紫朝倉宮へ遷都し、建立事業はいったん頓挫したらしく、崩御に際して天皇は、中大兄皇子に百済大寺の完成を託したのである。同資財帳には、この時の経緯について次のように記している。

天皇行車筑志朝倉宮、将崩賜時、甚痛憂勅く「此寺授誰参来と先帝待問賜者、如何答申」と憂賜き。爾時、近江宮御宇天皇奏く「開い、髻墨刺を刺、肩負鉞、腰刺斧奉為」奏き。仲天皇奏く「妾も我妹等、炊女而奉造」と奏き。爾時、手拍慶賜而崩賜之。

すなわち斉明天皇は、筑紫朝倉宮で崩じるにあたって、「百済大寺のことは誰に任せたのか」と先帝（舒明）に問われたらどう答えようかと憂え、これに対して中大兄皇子が「わたくし開（天智天皇）が、みずから墨

刺・鉞・斧をもって造寺にあたりましよう」と応えた。そこで仲天皇は「妾（斉明天皇）も、我が妹（亡き舒明天皇）とともに、炊女となつて造り奉らむ」と手拍ちして誓い合い、慶びのうちに崩じたというのである。ちなみに「開い」は「開が」の義。また「鉞」は『南齊書』や『太平御覽』などにガラス製の「蘇鉞」がみえ、祭事に用いる供膳用の食器とみられる。

「仲天皇」については斉明天皇のほか、倭姫女王（喜田貞吉）、持統天皇（『日本書紀通釈』巻六十九）、間人皇女（土屋文明・田中卓）に比定する諸説があるが、上記の対話は、崩御に際しての斉明天皇と中大兄皇子との緊迫したなかでの応答であり、百済大寺をめぐる先帝（故・舒明）と仲天皇（斉明）と中大兄皇子（天智）との関係を伝えるものである。したがってこの場面では右の三者以外の登場人物を想定する余地はない。

つぎに、「中宮天皇」の名は、河内野中寺の金銅弥勒菩薩像の台座銘にみえる。

金銅弥勒菩薩造像記

丙寅年四月大旧八日己卯開記、栢寺智識之等詣、中宮天皇大御身
 勞坐之時、誓願之奉弥勒御像也、友等人数一百十八、是依六道四
 生人等此教可相之也。

「開記」は「開（天智天皇）記す」とよむこともできるが、さきの『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』に「開い（開が）」とあるのは会話文における用例であつて、この台座銘のごとき地文であれば「開別記す」とすべきであろう。また暦法十二直の「開」の義とする意見もあるが、ここではごく一般的に「開記」すなわち「書き記す」の義とみておきたい。

冒頭の日付「丙寅年四月大旧八日己卯」についても、「大旧」にやや問題をのこすものの、丙寅年（天智称制五年696）四月八日に台座銘が開記されたとする点は信じてよいと思われる。しかしこれはあくまでも銘文

が記された日付を記しているにすぎず、「栢寺智識之等詣」や「中宮天皇大御身勞坐之時」とは、それぞれ時制を異とする。

また「詣中宮天皇」の部分は「中宮に詣り、天皇云々」と読むこともできるが、今は通説の訓み方にしたがう。栢寺は所在不詳。中宮天皇を斉明天皇にあてれば筑紫朝倉宮付近の寺であった可能性もある。

さて銘文には、「栢寺の智識らが参上して、『この金銅弥勒菩薩像は、かつて中宮天皇がご病氣(大御身勞坐)の折に、天皇の快癒を祈り誓願して奉った弥勒御像ですが、このたび智識ら有志(友等人数一百十八)は、これにより万人(六道四生の人ら)を教え相きたいと存じます』と申し上げた」とある。

中宮天皇については、間人皇女や用明天皇にあてる意見もあるが(土屋文明ほか)、斉明天皇とする説(田中卓ほか)が有力である。ただし「中宮」の称を三后(皇后・皇太后・太皇太后)の義とみて、「中宮天皇」を太后天皇(懷風藻)や大后天皇(日本靈異記)と同じ用法とみれば(鎌田2008)、「中宮」は中津王の名とは無関係ということになる。

〔中皇命〕 『万葉集』巻第一「雑歌」の部に、「中皇命」の作歌がみえる。〔中皇命〕については、皇極(斉明)天皇に比定する説(喜田貞吉・澤瀉久孝)が有力であるが、そのほか間人皇女説(賀茂真淵・土屋文明・田中卓)、持統天皇説(日本書紀通釈・大日本古文書)、倭姫皇后説(喜田貞吉)、中大兄皇子説(東野治之・直木孝次郎)、糠手姫皇女説(尾畑喜一郎)などがある。

しかし間人皇女や持統天皇、倭姫皇后らにナカツという名が用いられる理由はなく、間人皇女や倭姫皇后、糠手姫皇女らがスメラミコトと呼ばれる理由もない。また男性(中大兄皇子)が女性(斉明天皇)のために代作したというのも考えすぎであろう。ナカツの名やスメラミコトの称号からみれば、皇極(斉明)天皇すなわち中津王を指すとみるのがもつと

も穏当と思われる。

中皇命の歌は、舒明朝に宇智野(内野)の遊獵に加わった際の歌とその反歌(3・4)、および斉明朝に紀温泉へ行幸した時の歌(10・12)の五首であり、前者の舒明朝の歌は皇后時代の作歌である。

天皇、内野に遊獵せし時、中皇命、間人連老をして献らしめし歌

(3) やすみし我が大王の、朝には、取り撫で賜ひ、夕には、い縁り立たしし、御執らしの梓弓の金弭の音すなり、朝狩りに今立たすらし暮狩りに今立たすらし、御執らしの梓弓の金弭の音すなり

(4) 反歌 たまきはる宇智の大野に馬数めて、朝踏ますらむ、その草深野

この歌は、「やすみし我が大王」と呼び掛けた妻(中皇命すなわち宝皇后)から夫(舒明天皇)への贈歌である。歌は間人連老を介して献呈されたが、かりに本歌が当時流行の民謡であり、反歌は中皇命の内意を受けた間人連老の代作であったとしても、ここでは大きな問題ではない。

〔齐明天皇と建王〕 つぎに「中皇命往于紀温泉之時御歌」を検討するが、そのまゝに、当時の齐明天皇の周辺を探っておく必要がある。齐明天皇は四年十月十五日に紀温泉へ行幸し、五年正月三日まで八十日近く滞在した。『日本書紀』には、

(齐明四年) 冬十月庚戌朔甲子、紀温泉に幸す。天皇、皇孫建王を憶ひて愴爾み悲泣めり云々。

(齐明五年) 春正月己卯朔辛巳、天皇、紀温泉より至れり。

とある。齐明四年の記事からも窺われるように、天皇の紀温泉行幸には若干の経緯があった。『日本書紀』によれば、これに先立つ齐明三年九月に、有

間皇子が紀温泉（牟婁温湯）を訪れている。

（斉明三年）九月、有間皇子は性す酷くして陽ひり狂まふと云々。牟婁温湯へ往ゆき、偽いつはりりて病いひを療いし来きたり、国の体勢を讀よみて曰いわく、纒むすに彼の地を觀みて、病いひはおのづから蠲な消ほりぬ云々と。天皇は聞ききて悦よろこび往ゆきて觀みむと思おもひ欲ほせり。

二ヶ所に「云々」とあつて原史料を恣意的に省略しており、さらに全体が有間皇子への悪意に満ちた作文となっているが、そうした先入観を取り除いてみると、皇子は、おそらく氣鬱きふくの病の治療に紀温泉を訪れ、「わづかに彼の地を觀みて、病いひはおのづから蠲な消ほりぬ」と天皇に報告したのである。このとき皇子が、「国の体勢」を觀みじてこれを讀よめたというのは、陰陽道にいう地理に適あつたという意味であり、天皇はこれを聞いて悦よろこび、朕も紀温泉の地を觀みたい、と思おもつたのである。

憶測するに、このとき斉明天皇は、有間皇子と同様、愛孫の建王の病（あるいは唾つば）が治るかも知れないという期待を抱いたのではないかと。ところがその翌四年五月に建王が早逝したため、十月十五日の紀温泉行幸は、建王を追慕する哀しみの旅となつてしまつた。

斉明天皇が「有順にして器重なり」（素直で才氣がある）と高く評価していた「皇孫」建王が八才で亡くなつた時、斉明天皇は今城の谷上に殯宮を建てて王の遺骸を安置し、いずれ必ず朕の陵墓に合葬するよう群臣に命じた。このとき斉明天皇は、哀しみを込めて三首の歌を詠み、その後も折に触れてこの歌を唱つては悲嘆にくれたという。

（紀1）今城いまきなる小丘をむねが上に雲くもだにも、著しるくし立たば何か歎なげかむ

「今城の小丘の上に、せめて雲でもよいから、皇子のようにすつくと立つていたら、こんなに悲しい想いをするのではないだろうに」

（紀2）射いゆ鹿猪ししを認つぐ川上かはへの若草わかしほの、若わくありきと吾あが思おもはなくに

「射た鹿猪を追いかけた川上に萌えいつる若草のように」、皇子が幼

皇極（斉明）天皇の出自をめぐる

かつたとは、私には思えないのだけれど」

（紀3）飛鳥川あすか、漲みなぎりつつ行く水の、間あひだも無くも思おもほゆるかも

「飛鳥川に溢あふれんばかりに流れてゆく水のように、つきつぎに皇子のこゝが思い出されることよ」

第二歌の「認つぐ」は「跡を追ひ求める」義。「射ゆ鹿猪を認つぐ川上の若草の」は次の「若わく」を導く序詞で、類歌がある（万葉マンヤクなど）。そのあとの「（建王が）若わくありきと吾あが思おもはなくに」という一句は難解であるが、「王は年令よりもつと大人びて見えたのに（まだまだ幼くてひ弱だったのだなあ）」という意味に解せられようか。

「紀温泉行幸のときの作歌（その1）」しかし行幸は予定通りに行われ、斉明天皇はひとり、紀温泉へ向かう船の中で、「おもしろき今城」に残してきた建王を偲んで歌三首を詠み、この歌を後世にまで伝えよと詔みことました。

冬十月庚戌朔甲子、紀温湯に幸す。天皇、皇孫建王を憶おもひて
愴いた爾たみ悲かな泣なめり。すなはち口くちづから号なへて曰いわく、

（紀4）山越えて海渡るとも、おもしろき今城の中は忘わすれぬまじじ

「山を越え海を渡つても、楽しかつた今城の中は忘れないでしょう」

（紀5）水門みなとの潮うしほのくだり海うみくだり、後うしろも暗くらに置おきてか行ゆかむ

「水門の潮の流れのままに海をくだり、わたしは皇子を夕暮れのなかに置き去りにしてしまふ」

（紀6）愛うつくしき吾あが若わかき子を置おきてか行ゆかむ

「わたしの愛しい幼な子を置き去りにして、わたしは行ってしまふ」

秦大藏造万里に詔して、世に忘らしむることなくこの歌を伝へよ、と曰いわふ。

第一歌（紀4）の「今城の中」は義未詳。「中」という語を「宮中」の義とみれば、^⑦「今城の中」は建王の宮を指したと考えられよう。さすれば幼い建王の殯宮もまた、王の宮に近い「今城」付近の谷（今城ノ谷上）に

設けたと考えると不自然ではない。またそう考えれば、上の「おもしろき今城の中」という一句は、建王と祖母斉明が「おもしろき」日々を過ごした思い出の場所として、いつそう具体性をもってくる。

第二・三歌（紀5・6）は「愛しき吾が若き子を、後も暗に置きてか行かむ」という詠嘆の歌である。「後も暗に置きて」は、紀温泉に向かう船の後方がしだいに夕闇につつまれてゆく情景に、「あとに暗い気持ちを残したままで」といった寂寥感を重ね併せた表現であろう。

〔紀温泉行幸のときの作歌（その2）〕 齊明四年十月の紀温泉行幸のときに「皇孫建王を憶ひて」詠んだという三首の歌（紀4〜6）とはべつに、『万葉集』にも「中皇命、紀温泉に往きし時の御歌」三首を掲げている。

中皇命が齊明天皇を指すとすれば、これら六首の歌はいずれも、皇孫建王の追慕という、同じ心象風景を詠ったものと考えざるを得ない。さすれば『万葉集』の三首に詠み込まれている「吾」が齊明天皇を指し、「君」「わが背子」「わが欲りし子」「吾子（阿胡）」が建王を指していることは自ずから明らかとなる。いずれにしても紀温泉へ向かう齊明天皇の胸裏には、建王への追慕以外の詩想が入り込む余地はなかったにちがいない。

中皇命、紀温泉に往きし時の御歌

(10) 「第一歌」君が齒も吾が代も知るや磐代の、岡の草根をいざ結びてな

「あなたの年令（すなわち寿命）もわたしの年令も取り仕切っているという磐代の岡の草根を、さあ結びましょう」

(11) 「第二歌」わが背子は仮廬作らず、草無くは小松が下の草を刈らさね

「わたくしの彼が仮廬を作っていらっしやいます、もし草が足りなかつたらその小松の下の草をお刈りなさいな」

(12) 「第三歌」わが欲りし子島は見しを、底深き阿胡根の浦の珠そ拾はぬ

「わたくしが逢いたい子よ、その子島は、底深き阿胡根の浦をみせてくれたが、あまりにも深く海底の珠は拾えない（子にももう会うことできないのだ）」

第三歌（12）の正伝は「わが欲りし野島は見せつ」で始まるが、左注に「或は頭に云はく、吾が欲りし子島は見しを」として異説を掲げている。ここでは「わが欲りし子」を「子島」に掛かる有意の一句とみて、「野島は見せつ」を排して「子島は見しを」を本来のかたちと考えた。

〔有間皇子の歌〕 さて、第一歌（10）の「磐代の、岡の草根をいざ結びてな」という詞章や、第二歌（11）の「小松」は、『万葉集』巻第二「挽歌」の部に載せる有間皇子の歌と呼応している。

有間皇子、自ら傷みて松枝を結ぶ歌二首

(一) 磐代の浜松の枝を引き結び、真幸くあらばまた還り見む

(二) 家あれば箭に盛る飯を、草枕旅にしあれば椎の葉に盛る

これらの歌について、『万葉集』は齊明朝（後岡本宮御宇天皇代）

足繼天皇、讓位後即後岡本宮）の作歌としており、一般には、齊明四年の謀叛事件発覚後に、紀温泉の天皇のもとへ皇子が送致された時の歌といわれている。

「有間皇子、自ら傷みて」とあることからそう考えられたのであろうが、むしろこれは『万葉集』編者が付した題詞である。

『日本書紀』は、有間皇子が紀温泉へ二度行ったように記している。最初は齊明三年九月の病氣療養のとき、二回目は翌四年十一月の謀叛事件発覚後である。ただし二回目に皇子が紀温泉にまで到ったかどうかは確証はない。

『日本書紀』によると、齊明四年十一月九日に有間皇子は逮捕されて紀温泉へ送られたが、十一日に、紀温泉よりもるか手前の藤白坂で殺さ

れた。^⑩

かりに大和から紀温泉へ到り、天皇の訊問を受けて断罪されたのちに殺されたと考えた場合には、わざわざ藤白坂まで戻って処刑された理由が理解し難く、また日程にも無理があると思われる（澤瀉1957、p.186）。したがって齊明天皇のもとへは、有間皇子謀叛の報せは届いたものの、有間皇子の処刑は、紀温泉へ向かう途中に中大兄皇子の指示で行われ、齊明天皇は事後にこれを知らされたとみるのが自然であろう。おそらく中大兄皇子は、最初から蘇我赤兄とともに都にあって、有間皇子事件に専従していたとみられる。

とするならば皇子が磐代の浜松の枝を結んだのは、謀叛事件のおきた齊明四年ではなく、その前年九月に療養のため紀温泉へ行った帰路での出来事とみるべきである。浜松の枝を結んで、「真幸くあらばまた還り見む」と言ったのは、よい機会を得て紀温泉を再訪したいものだ、と述べたにすぎず、「真幸くあらば」という歌詞や「家にあれば」の歌をことさらに重大に考える必要はない。

もちろんこれにつづく長忌寸意吉麿、山上臣憶良、柿本朝臣人麿らの歌（万葉155）は、有間皇子が殺されてから一定の年月を経たのちの作歌である。さればこそ再訪の望みを託した結び松の行為と、その後皇子刑死との落差が、これら歌人たちの哀切さを一層かきたてることになったのであり、また『万葉集』の編者も「歌の意」を汲んで、敢えてこれらの歌を挽歌の部に載せ「有間皇子、自ら傷みて」と題したのであろう。

〔齊明天皇の孤独〕 齊明天皇も有間皇子の結び松のことは、その歌とともに聞き知っていたであろう。だからこそ齊明天皇は有間皇子に奨められるままに紀温泉へ行幸することを決め、紀温泉への道すがら有間皇子の歌に誘われて「君が齒も吾が代も知る磐代の岡の草根」を結び、また

小松の下草を茹るといふ詩想を得たものと思われる。

なお「君が齒も」の「君」を中大兄皇子とし「齒」を御代の義とする意見がある（澤瀉1957）。しかし齊明天皇の重祚や、その崩後の七年間に及ぶ空位の事実をみると、齊明天皇とその周辺の重臣たちは中大兄皇子の即位には抵抗を感じていたらしい（孝徳前紀）。また中大兄皇子自身にも皇位への強い執着はなかったと考えられる。それゆえ少なくとも齊明天皇の在世中には、中大兄皇子（君）の御代（齒）という発想は生まれなかったのではなからうか。

したがって第二歌（11）の「わが背子」も中大兄皇子を指すとみることはできない。いずれにせよ、仮廬を作るために「皇太子」がみづから草を刈り、それを傍らから「天皇」が励ましているというような構図は想像し難いであろう。おそらくこれは齊明天皇の想像上の所産であり、第一歌（10）と同様に第二歌（11）もまた、齊明天皇の思い出の中にいる建王とのいとなみを詠ったとみるべきではなからうか。

憶測すれば、かつて天皇は建王とともに草を刈り仮廬を作って遊んだ野遊びの記憶があつて、それが第一歌（10）の草結びに引かれて喚起されたのではないか。さらに言えばこの小松は、有間皇子が枝を結んだ「磐代の浜松」そのものではなかつたらうか。そう考えるならばこれらの歌は、微笑ましい情景どころか、愛孫を亡くした齊明の哀切な心象風景を浮かび上がらせているのである。

また第三歌（12）にも建王への思いが詠み込まれている。「吾が欲りし子鳥は見しを」という一句は、「吾が欲りし子」（建王）と「子鳥」とを掛けており、「阿胡根の浦の珠」も吾子（建王）への連想が込められていたに違いない（胡・子とも甲類音）。

〔宝皇女の長期政権〕さて、以上のように考えてくると、宝皇女が、舒明在位中の「皇后」時代にも、また齊明天皇時代にも、「仲天皇」「中皇命」

と呼ばれ、孝徳朝にも「(袁智) 天皇」と呼ばれた点は重要である。さらに孝徳朝には「皇祖母尊」という他に例をみない尊号を奉られた。

すでに述べたように「皇祖母尊」の名は、皇祖大兄・皇祖母命・皇祖母尊・皇孫という独自の体系をもつ尊号であり、のちの皇太后に比べて、より強く聖性を帯びた称号であった。じつさい皇極元年七月の大旱魃には、天皇は強烈な巫女的権能を発揮して神懸かった雨乞いで大成功をおさめ、「至徳天皇」と讃えられた。さらにまた崩御後の天智称制時代においてさえ、彼女はなおも「(中宮) 天皇」と呼ばれていたのである。

以上の考察に大過ないとすれば、宝皇女が舒明・皇極・孝徳・斉明の四代にわたって皇権を維持していたことが知られよう。それは推古天皇の三十六年には及ばなかったが、三十三年間の長期に及んだのである。

「ナカツの語義について」 なお「中(ナカツ)」の語については、一般に二人目あるいは二代目の義とされており(本居宣長『歴朝詔詞解』)、そのように理解すべき例は多い。皇極天皇自身、糠手姫皇女所生の第二子として「中津王」と名付けられたのである。

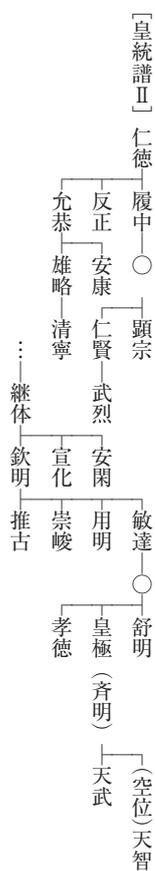
中大兄皇子は、舒明天皇の皇子たちのうち、古人大兄皇子につぐ二人目の大兄皇子である。また「中女」(推古前紀)と呼ばれた推古天皇は、堅塩媛所生の第四子であるが、皇女としては第二子にあたるので、二人目の女子として「中女」と呼ばれたのである。「中津少童神」「中筒之男(中ツ津之男)」などの神々や「仲子」(応神二十二年紀)なども三人兄弟の「中ツ子」であり、足仲彦尊(仲哀天皇)はヤマトタケルの、住吉仲皇子は仁徳天皇の、それぞれ第二子であった。また泊瀬仲王は聖徳太子の第二子であったらしい。

しばしば言われるような「中継ぎ」という意味で「中(ナカツ)」が用いられた明確な事例は、記紀にはみあたらない。また神と人との「仲立ち」説は、折口信夫の「女帝考」以来しばしば説かれてきたが、そう解

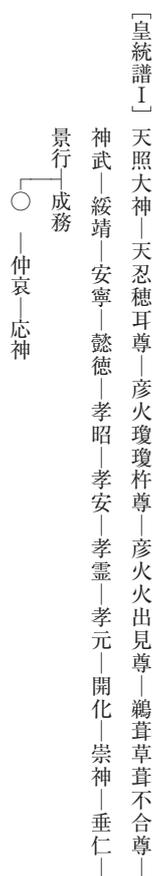
釈すべき史料の根拠もみあたらない。さらに「中津」を地名とみる説(中山巖水『万葉集古義』)があるが、ここでは採らない。

むすび

本稿では、まず舒明・皇極(斉明)・孝徳の三天皇が同母の兄妹であったことを明らかにしたうえで、仁徳天皇から孝徳天皇にいたる皇位継承が、例外なく兄弟姉妹の相承によっていたることを述べた。



直系継承法が模索され始めたのはつぎの斉明朝からで、皇祖母尊のもとで皇孫建王の擁立が図られた。建王の夭折によりこの試みは挫折したが、天照大神から応神天皇までの直系継承系譜はこの段階で構想されたとみられる。



ついで中大兄皇子が即位して、大友皇子擁立というかたちで母親の遺志を継ごうとしたが、この企ても壬申乱により流産し、天武天皇が即位して天智―天武の兄弟相承が存続する結果となった。直系の皇位継承が実現するのは持統朝のことである。持統天皇は、天智の皇女として即位し、草壁皇子の夭折後に軽皇子(文武天皇)に譲位した。その結果、「舒明―天智―持統―(草壁皇子)―文武―聖武―孝謙」という七代にわたる直系系譜の成立に道を開いた。

「皇統譜Ⅲ」— 持統— 文武— 聖武— 孝謙 (称徳) —
元明— 元正

ところで軽皇子(文武天皇)の擁立に関連して『懐風藻』(葛野王伝)に興味深い史料がある。

高市皇子の薨後に、持統天皇は日嗣(皇位継承)のことを皇族や重臣に議したが、様々の意見が出て紛糾した。その席上で葛野王(大友皇子の長子)が、「我が国家の法たるや、神代以来、子孫相承け、以て天位を襲ぐ。もし兄弟に相及ばさば、すなわち乱はこれより興らむ」と述べ、反対意見を差し挟もうとした弓削皇子(高市皇子の異母弟)を制したという。ここに言う「乱」は、具体的には壬申の乱を指したのである(水林 2005, p.120)。持統天皇はこの発言を嘉として、葛野王を正四位式部卿に抜擢した。これにより文武天皇の皇位継承が確定するのである。

葛野王の言葉はもちろん歴史的な事実と反している。しかし敢えて兄弟相承を否定して直系継承を主張することで、天武系皇統の鼻先を押さえ、天智系皇統の存続を強調したのである。高市皇子や弓削皇子、舍人皇子、新田部皇子、穂積皇子、忍壁皇子ら天武の遺児たちの多方面にわたる活躍は、草壁太子を失った持統天皇を首班とする天智系皇統の人々には大きな脅威だったに違いない。事実また兄弟相承の慣習に従えば、天武の遺児たちが皇位に即く可能性も排除できなかったのである。

このときに葛野王が述べたところの、「神代以来、子孫相承けて天位を襲ってきた我が国家の法」こそ、「不改常典」の主旨であろう。「不改常典」が天智系皇統の直系継承を定めたものであることは疑いはない(篠川 2001, 3, p.109)。しかしさらに一步を進めて言えば、斉明・天智以来の悲願であった直系相承の理念が「天智天皇の遺戒」というかたちをとったのは、まさにこの時のことではなかったか。すなわち大友皇子の遺児葛野王のこの発言を下敷きにして、持統・元明姉妹が「天智天皇の遺戒」

すなわち「不改常典」というかたちにまとめ、天智系皇統による直系相承の正統性を主張したのではないかと想像されるのである。しかしこの問題についてはさらに稿を改めて論じることとしたい。

注

① 『宋書』や『梁書』にみえる倭五王の系譜において、讚・珍と興・武はそれぞれ兄弟とされている。『宋書』は珍と済との関係を記していないが、『梁書』では珍(弥)と済は父子とされている。かりにこの父子関係について、『梁書』執筆段階で不明であった珍と済の関係を、中国の父子相承観念により不用意に父子としてつないだものとすれば、また実際には珍と済が兄弟であったとすれば、記紀に伝える履中・雄略五代の系譜と倭五王の系譜は完全に一致する(あるいは逆に履中・反正と允恭とを兄弟とする記紀の系譜を疑うことも可能である)。なお応神天皇以前の父子直系型の系譜については、個々の天皇の即位事情や実在・非実在の問題とはべつに、その史実性が疑わしく、それが後世に構想されたものであることは疑いない。しかし一方、稲荷山古墳出土辛亥銘鉄剣には、オホビコからヲワケオミまでの八代を父子直系でつなぐ系譜がみえ、辛亥年(四七一年または五三一年) 当時に、皇位継承とはべつに、一般の豪族たちが父子直系系譜を形成していた可能性がある。

② 父子直系継承の観念に基づく「太子(皇太子)」に対して、「大兄」「皇弟皇子」「須売伊呂弉」「太皇弟」など兄弟相承を裏付ける語群の存在に注意したい。また『隋書』に「倭王は天を以て兄とし、日をもって弟となす」とある記述も、神代史の構想とこととなり、倭王をめぐる世界の仕組みを兄弟関係としてとらえている。このことが天命思想に拠って立つ中国の天子(隋高祖)をして「これ大いに義理なし」(まったく道理が通らない)と言わしめたのである。

③ 日本古典文学大系本『日本書紀』下巻 p.216 頭注1。
④ 『日本書紀』允恭二年紀には名形大娘皇女。ただし雄略前紀はその分註で、安康皇后を履中の御子中蒂姫皇女(更名長田大娘皇女)に宛てている。

- ⑤ 遠智娘は蘇我山田石川麻呂の女で、中大兄皇子との間に、大田皇女・鸕野皇女・建皇子という三人の御子を儲けた。しかし大化五年(645)三月紀に、石川麻呂が中大兄皇子から謀反の疑いを受けて自決したこと、遠智娘が下手人の物部二田造塩の名を嫌い近侍の者たちも二田造塩のことを堅塩と呼ぶようになったこと、のち傷心のために遠智娘が亡くなったことなどを記す。遠智娘薨去の時期は不明であるが、おそらく建王を生んで間もなくのことであろう。建王は斉明四年(658)に八歳で薨じているから、その誕生は白雉二年(611)ということになる。憶測するに、遠智娘の薨後この遺児たちを育てたのは祖母の皇極天皇(当時は皇太后)ではなかったかと思われる。ただし三人の遺児のうち鸕野皇女(のちの持統天皇)だけは、遠智娘の妹の姪娘(元明天皇の生母)にひきとられた可能性がある。というのも皇極天皇は建皇子と大田皇女には「皇孫」の称を与えたが、鸕野皇女には与えていない。また持統天皇は、実姉の大田皇女が天武との間に儲けた大津皇子を、天武の崩御を待ってためらいもなく殺害し、その一方では、のちのちまで元明天皇と協力して天智系皇統を護っているからである。
- ⑥ 従来、持統天皇は天武天皇の皇后として皇位についたと考えられてきたが、それは中国の天子や朝鮮の大王にはまれな「女帝」を特別視したことによる。しかしそうした先人観を排するならば、持統は天智の子、草壁皇子は天智の孫という関係において捉えられる。したがって持統は、たまたまた天武の皇后であったが、あくまでも天智の皇女として即位したと考えられるのである。ちなみに女帝としては、朝鮮では新羅の第二十七代善徳女王(632～47)と第二十八代真徳女王(647～54)および第五十一代真聖女王(887～897)の三代のみであり、中国では周(唐)の則天武后(690～705)が唯一の女帝であったが、日本ではこれらに先んじて推古天皇(593～)に始まり、皇極・斉明・持統・元明・元正・孝謙を経て称徳天皇(～770)に至る八代の女帝を数えた。このことは古代の日本において、単に中継ぎという以上に、女帝が男帝と同等の地位を有していたことを示している。
- ⑦ 『時代別国語大辞典・上代編』三省堂版「中」の項参照。
- ⑧ 「野鳥は見せつ」という一句は、「わが欲りし子」と「子鳥」との関係が

分からなくなったのちに、野鳥という現存する地名(御坊市名田町野鳥村)に置き換えて字余りを解消したものであろう。しかし第一・二歌が紀温湯へ向かう途中の磐代(南部町岩代)で詠まれたとすれば、「子鳥」や「阿胡根の浦」を詠み込んだ第三歌についても、磐代以南で詠まれたとするのが穏当であろう(ちなみに磐代と紀温湯との中間に田辺市神子浜がある)。なお、左注にはつづけて「右は、山上憶良大夫の類聚歌林を検ふるに曰く、天皇御製歌云々」とある。「右」というのが三首のすべてを指すのか第三歌のみを指すのかは分からないが、第三歌に限定する積極的な理由が見出せないで、ここでは三首すべてを指すとみておく。

- ⑨ 田中卓「中皇命と有馬皇子」は、『万葉集』の中皇命の歌(10)と有間皇子の歌(14)とを同時の作歌とみる荷田春満(『万葉集僻案集』)の説を紹介し賛同している。ただし中皇命については、春満は有間皇子の妻とし、田中氏は間人皇女に充てている。

⑩ 「(斉明四年十一月)甲申(五日)、(中略)この夜半、赤兄、物部朴井連鮪を遣はし、造宮丁を率ゐて有間皇子を市経ノ家に囲ましむ。すなはち駅使を遣はし天皇の所に奏す。戊子(九日)、有間皇子と守君大石・坂合部連葉・塩屋連鯛魚を捉え、紀温湯へ送れり。舎人新田部米麻呂ひき。ここに皇太子、親しく有間皇子に問ひて曰く『何故の謀反ぞ』と。答へて曰く『天と赤兄と知らむ。吾は全く解せず』と。庚寅(十一日)、丹比小沢連国襲を遣はし、有間皇子を藤白坂に絞らしむ。この日、塩屋連鯛魚と舎人新田部連米麻呂を藤白坂に斬る(中略)。守君大石を上毛野国へ、坂合部葉を尾張国へ流せり。」すなわち五日夜半に蘇我赤兄は有間皇子の邸を包囲して天皇に急報。九日に(おそらく天皇からの指示を得て)有間皇子一味を紀温湯へ送り出すことになり、この時に中大兄は有間皇子を訊問している。しかし皇子は紀温湯への護送の途中、十一日に藤白坂において近従(塩屋連鯛魚・舎人新田部連米麻呂)とともに殺害され、天皇への拜謁の機会は与えられなかったとみられる。なおこのとき流罪とされた守君大石と坂合部葉は、のちに天智朝に仕えて活躍しており、この謀叛事件が、守君大石や坂合部連葉らを使って中大兄と赤兄が企てた謀略であったことは疑いない。

- ⑪ 『統日本紀』神護景雲三年(713)十月乙未朔条に「中天皇」の名がみえ

る。すなわち称徳天皇の詔(宣命)のなかに「新城ノ大宮に天下治給し中天皇」の遺詔が引用されており、そのなかで「中天皇」はつぎの天皇を「朕子天皇」とよび、さらにその後継を「是(朕子天皇)ノ太子」と呼んで、「王等」による皇位篡奪や「臣等」の陰謀を戒めている。これについては元正天皇(中天皇)・聖武天皇(朕子天皇)・孝謙天皇(是ノ太子)という関係が想定されている。「中天皇」については「平城宮の二代目天皇」の義とみて、元正天皇とする説が有力であるが(本居宣長、田中卓)、ほかに元明天皇説(喜田貞吉)がある。なお元正天皇が「平城宮御宇中太上天皇」と呼ばれる場合があるが(東大寺献物帳・正倉院御物象牙牌)、この「中」は「中天皇」の「中」とは異なり、先太上天皇(元明天皇)と後太上天皇(聖武天皇)との「間」の義とされつゝる(田中1985)。

⑫ ナカツという地名は各地にみられ、「中」「仲」と書く場合(播磨国佐用郡中川郷・大隅国桑原郡仲川郷など)、「中津」「仲津」と書く場合(近江国野洲郡中津荘・豊前国仲津郡仲津郷など)のほか、「長津」と書く場合(筑前国那珂郡長津宮など)があるが、いずれも皇統譜とは関わりをもたない。

(二〇一〇年七月六日摺筆)

参考文献

- 中山太郎『日本婚姻史』春陽堂1928.12
 澤瀉久孝『万葉集注釈』巻第一、中央公論社1957
 岸俊男「光明立后の史的意義」『日本古代政治史研究』塙書房1966所収
 大林太郎「古代の婚姻」『古代の日本』2、角川書店1971.3所収
 尾畑喜一郎「中皇命」『万葉集講座』第五巻、有精堂1973.2所収
 坂下圭八『初期万葉』平凡社1978.5

田中卓「中天皇をめぐる諸問題」『壬申の乱とその前後 田中卓著作集5』国書刊行会1985.9所収

田中卓「中皇命と有間皇子」『壬申の乱とその前後 田中卓著作集5』国書刊行会1985.9所収

河内祥輔『古代政治史における天皇制の論理』吉川弘文館1986.4

亀井輝一郎「上宮王家と中大兄皇子」『日本書紀研究第十五冊』塙書房1987.6所収。

森浩一編『日本の古代12 女性の力』中央公論社1987.10

寺西貞弘『古代天皇制史論』創元社1988.11

神崎勝「古事記序文について」立命館文学517号、1990.7

亀田隆之『皇位継承の古代史』吉川弘文館1996.2

吉村武彦『日本古代の社会と国家』岩波書店1996.9

大津透『古代の天皇制』岩波書店1999.12

篠川賢『日本古代の王権と王統』吉川弘文館2001.3

篠川賢『飛鳥の朝廷と王統』吉川弘文館2001.7

水谷千秋『女帝と讓位の古代史』文芸春秋社2003.12

遠山美都男『古代日本の女帝とキサキ』角川書店2005.1

水林彪「律令天皇制皇位継承法の形成と挫折」小路田・広瀬編『王統譜』青

木書店2005.10所収。

荒木敏夫『日本古代王権の研究』吉川弘文館2006.6

遠山美都男『古代の皇位継承』吉川弘文館2007.11

鎌田元一「中皇命」『律令国家史の研究』塙書房2008.2所収

佐竹昭「斉明(皇極)天皇」『日出づる国の誕生』清文堂2009.12所収

(妙見山麓遺跡調査会)